

## 第 107 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 3 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 3 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 4 1 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 3 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	森本 章男
	参事監	真田 明彦
	担当課長補佐	浦上 和彦
	農地担当係長	百本 博次
	主任	花房 弘治
	参事	畑 太志
	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	橋本 聡実

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)

(6) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 令和元年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

6番 串田 修

7番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第107回岡山市第二農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員を指名します。6番 串田 修 委員、7番 今東 徳雄 委員にお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正ですが、「第107回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案申請等(6)9ページ2番の届出人の神奈川県住所を削除してください。

以上です

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 1ページ1番、競売による農地取得です。受人は現在約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。なお、受人に対し、令和2年1月に農地の競売に対する適格証明の交付を行っており、農地の競売に参加し、落札決定となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番、2番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 1 ページ 3 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 1. 2 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 5. 2 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

5 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 1 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

6 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 1. 8 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などを見ても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 3. 4 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番，借入地の取得及び増反による所有権移転です。受人は現在，約 10 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などを見ても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

9 番，10 番は受人が同一のため同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在，約 1. 1 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ 11 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 1 ヘクタール耕作し

ており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約95アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

13番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約57アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

15番から3ページ20番は受人が同一のため一括して説明します。

新規農による所有権移転です。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、取得後の面積が農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

21番、22番は関連がありますので同時に説明します。

交換による所有権移転です。21番の受人は現在約80アール、22番の受人は現在約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

23番、増反による所有権移転です。受人は現在、約42アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

25番、増反による所有権移転です。受人は現在、約40アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

26番、増反による所有権移転です。受人は現在、約63アール耕作しており、非

耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3番から26番の24件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 新規就農者の方がいらっしゃいますが、大丈夫でしょうか。

難波委員 1月に申請を予定していたものが事情があって今回の申請になったものです。受人の住所は西大寺ですが、内ヶ原で事業をしており、地元根付いている方です。

議長 全員 それでは、申請等(1)は1番から26番の26件を許可と決定してよろしいか。よろしい。

議長 全員 それでは、申請等(1)は26件を許可と決定します。

議長 全員 次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 4ページ1番、前回保留案件です。

前回の2月地区協議会及び総会でご審議いただき、さらに慎重な審議が必要ということで、地元委員さん、会長、協議会長、事務局で今後の方針について協議を行うこととなり、2月21日(金)東区役所にて、上南地区の委員さんと会長、協議会長に集まっていただき協議しました。出席者は、浮田会長、串田農業委員、石田推進委員、入江推進委員、坂本推進委員、眞野推進委員、岡崎協議会長の7名及び事務局4名です。

協議の結果、次の理由により不許可意見となっています。

今回の申請は農地改良による一時転用です。現在、畑地で普通野菜を栽培していますが、安定した収穫が得られなかったため果樹園に転換するもので、申請地2、775㎡に隣接する農地との境に擁壁を設置し、整地後ミカン48本、梅13本、栗7本を作付けし果樹園にするというもので、備前広域農業普及センターの土壌診断結果によると土質的には問題ないという報告書が添付されています。

申請地については、平成29年に3条で取得後、同年12月に1回目の改良を行い、平成30年10月と、令和元年6月の計3回にわたり畑地に改良し、普通野菜の栽培を行ってききましたが、当初から農地面積に対して作付面積が少なく、収穫の実績も見受けられず、また、一部農地の埋め立てや農業用の通路に関する指導を行った経緯もあることから、耕作者に対しては複数回にわたり適正な利用をお願いするなど、継続的に農地利用の動向を見守ってきたところです。

主な協議内容としては、過去3回にわたる改良で畑地を増やしているにも関わらず、十分な作付けがなされず、収穫の実績も認められないこと、接する農地との境に擁壁を設置する計画があること、土地利用計画図に示された幅6メートル程度の通路があることなどがあげられ、その適正について協議しました。

擁壁設置については、これまで畑として利用してきた農地であり、土壌診断結果に問題点

がないと確認されていることから、現状での果樹栽培は十分可能と判断され、また新たな土砂の搬入もないことから、擁壁工事によって周辺農地の土圧に変化が出る可能性があり、耕作に支障がでるのではないかと懸念が生じており、工事の必要性について疑問があるとの意見がありました。

幅6m程度の通路については、耕作者から資材搬入のための通路と説明を受けており、以前より是正を求めていましたが、果樹園への転換後も引き続き6m程度の通路が残ることについて、一般的な畑の通路幅とは考えにくく通路の面積、すなわち作付けされない面積が過大であるとの意見がありました。

以上のことから、本申請は『農地法第4条第6項第3号に係る同法施行規則第47条第4号』の『申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から適正と認められないこと』の不許可事由に該当します。さらに、一時転用工事を原因とする周辺被害の調査・想定がなく、被害防除計画において地元調整が不十分であること、また、本市農業委員会制定の『農地改良の取扱いに関する要綱』に示した許可基準の、『従前に農地改良を行った事例がある者については、当該改良された農地が農地として十分に利用されていること。』『造成後、単に農地状に復元されるだけでなく、土質、地盤の安定度、排水機能等からみて、長期的かつ安定的に耕作に供されうると認められる計画であること。』『農地改良後における当該農地の作付計画が明らかにされており、事業者の農業経営の現状等から合理的であると認められること。』について、一部要件を満たしていないと判断されることから、本申請は不許可が相当との意見となっています。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番について協議したところ、事務局の説明のとおり不許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません

議長 それでは、申請等(2)は1番を不許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(2)は1番を不許可と決定します。

議長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任 5ページ1番、令和元年11月14日付で農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、藤崎の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になったことから、実家に隣接し相互に協力がしやすい母の所有する申請地を使用貸借して分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和元年11月14日付で農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

なお、事業計画変更2番と同時申請です。

受人は現在、平井三丁目の借家に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先からも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4番は同じ地域なので、一緒に説明します。

申請地は、いずれも令和元年11月14日付で農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

3番、受人は現在、雄町の借家に妻と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、現居所からも近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

4番、受人は現在、北区矢坂東町の兄所有名義の借家に夫婦、子供1人の3人で生活していますが、この借家に兄家族が転居することになったため、夫の実家からも近く相互に協力しやすい他夫婦の勤務先からも近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和元年11月14日付で農振除外済みの案件で、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、北区中仙道一丁目の借家に夫婦2人で生活していますが、近々子供が誕生するため、家財道具も増加することから、妻の実家に隣接し、相互に協力しやすい妻の祖父の所有する申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農用地で永久転用目的のための露天駐車場としての一時転用申請であり、転用期間は許可日から3年間です。

受人は現在、南区新保にて自動車板金塗装業を営む者ですが、業務で請け負っている車両置場として本社および近隣の露天駐車場を利用していますが、駐車スペースが狭く、作業効率も悪いことから、国道2号線にも近く、本社との交通の便もよく、利便性が高い申請地を、賃貸借して露天駐車場に一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され、例外的に許可が可能です。転用面積については、中型車両や普通車量を25台駐車する計画であり、相当の面積を確保することから妥当であると判断できます。また、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から6番の6件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 5ページ7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、共同で佐藤林業を営んでおり、長沼の住宅を資材置場として利用していましたが、事業の拡大に伴い手狭になったため、国道に面しアクセスがよく、現在業務が東区北東部に偏っており利便性がよい申請地を所有権移転し資材置場として使用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、南区新保の一戸建て借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具が増え手狭となったため、両親の面倒と農業の手伝いができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区瀬戸町江尻に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、住み慣れた土地で実家に近く、今後両親の生活援助や幼稚園、小学校が近く通勤、通学に便利な父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 7番から9番の3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしいか。  
全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は9件全件を許可と決定します。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について審議します。それでは事務局か

ら説明をお願いします。

花房主任

7 ページ 1 番, 2 番について, 関連がありますので一括して説明します。

1 番の当初計画では, 2 番の 3 8 6 番 7 を転用区域に含めて許可を受けましたが, 2 番受人の 氏 (5 条 2 番申請人) が同じく自己専用住宅を建築する計画がまとまったことにより, 進入路として, 氏に譲り渡すものです。

1 番については, 当初計画者である 氏が内容を変更して引き続き転用事業を行うものであり, 2 番については, 3 8 6 番 7 (進入路) を 氏から 氏に所有権移転し, 5 条転用事業と併せて自己専用住宅として転用しようとするものです。

申請地は農地の広がり方が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん, ご報告願います。

藤田推進委員

1 番, 2 番の 2 件について協議したところ, 事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

協議会の報告がありました, 委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは, 申請等 (4) は, 1 番, 2 番の 2 件を承認と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは, 申請等 (4) は 2 件を承認と決定します。

議 長

次に申請等 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転) について審議します。それでは事務局から説明を, お願いします。

百本係長

申請等 (5) の所有権の移転については, 8 ページ 1 番で, 農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は, 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ, 東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対してご意見, ご質問はありませんか。

全 員

ありません。

議 長

それでは申請等 (5) の岡山市農用地利用集積計画の決定については, 原案のとおり決定とします。

次に申請等 (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について, 事務局から説明をお願いします。

百本係長

9 ページ 1 番から 1 3 ページ 1 2 番までの 1 2 件で, 権利取得の事由はすべて相続, 権利の種類はすべて所有権で, 内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望がある案件は内容を確認の上, 担当委員さんと協議します。

中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 長  
全 員 員  
議長 長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

異議なし。

それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、１２件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房主任

報告（１）４条届については、１４ページ１番から５番までの５件です。転用目的は、共同住宅が１件、長屋住宅が１件、貸露天駐車場が１件、露天駐車場が１件、アパートが１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１５ページ１番から１６ページ１３番の１３件です。転用目的は、露天駐車場が４件、分譲住宅地が３件、自己専用住宅が３件、共同住宅が１件、貸露天資材置場が１件、通路が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１７ページ１番から８番までの８件です。解約理由は耕作目的が７件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１８ページ１番、２番の２件で、内容は農作業場、農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、１９ページ１番、２番の２件で、内容はすべて普通野菜畑です。

以上です。

議長 長  
全 員 員  
議長 長

これらの報告について、ご質問はありませんか。

ありません。

何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に従い第２号議案を説明する。

その他として、①綱紀粛清の徹底について、②委員報酬（年額）の振込み等について、③その他今後の予定について。

岸本職務代理者

それではほかに何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時３０分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員